

令和6年度 宮崎大学医学部看護学科同窓会 総会

日時：令和6年6月1日（土）13：00～14：00

場所：宮崎大学医学部 総合教育研究棟1階 プレゼンテーションホール
対面／Zoom 開催

【報告】

1. 令和5年度活動報告について

【議事】

1. 令和5年度決算について
2. 規約の改正（案）について
3. 令和6年度役員（案）について
4. 6年度活動計画および予算（案）について

【その他】

令和5年度 看護学科同窓会活動報告

会員数	約183 名 (令和6年3月31日時点)
23.04.18	第一回ミーティングを開催した。
23.04.26	同窓会役員と看護学科同窓会学生委員と顔合わせおよび今年度の活動推進に向けて決起集会を開催した。
23.04.26	同窓会のホームページ上で、会員住所変更や姓名の変更の届出が行えるよう、登録内容変更手続きフォームを作成した。
23.10.3	第二回ミーティングを開催した。
23.11.11	宮崎大学と宮崎大学同窓会連合会が共催で、4年ぶりとなる「宮崎大学卒業生の集い ホームカミングデー」を開催した。在学生および同窓生同士の交流を深めた。
24.03.18	次年度の、総会開催に向けて臨時役員会を開催した。出席者12名(役員5名+委任状7通)で、令和6年度総会開催日時の決定、今後の活動計画について話し合った。
24.03.22	看護学科の謝恩会で、入会専用のブースを設けて、入会手続きに関する案内を行った。卒業生8名および既卒者1名の計9名が新規で入会した。

令和5年度宮崎大学医学部看護学科同窓会役員

役職	所属	氏名
会長（代表）	卒1期生	野末明希
副会長	卒6期生	三保友也
	卒1期生	林恵里子
	卒3期生	田上博喜
評議員	卒1期生	蔵元恵里子
〃	卒2期生	菊地光仁
〃	卒3期生	田邊綾子
〃	卒4期生	前原 未佳
〃	卒5期生	稲見健太郎
〃	卒6期生	三保友也
〃	卒7期生	桑鶴美奈
〃	卒8期生	中山梓
〃	卒9期生	香川将大
〃	卒10期生	馴松聡子
〃	卒11期生	西川伸一
	卒11期生	山口史剛
	卒12期生	溝口美鈴
	卒13期生	金丸知代
	卒14期生	津田恭子
	卒15期生	今井那海
	卒16期生	黒木万結
	卒17期生	
	卒18期生	
	卒19期生	
	卒20期生	
	修士	林恵里子
〃	修士	湯川裕美
〃	修士	野末明希
会計委員長	卒1期生	湯川裕美
会計委員		
顧問		野間口千香穂
監事		蔵元恵里子
監事		菊地光仁

令和5年度 宮崎大学医学部看護学科同窓会 決算報告

収入			支出		
科目	細目	金額	科目	細目	金額
会費	会員会費	90,000	寄付金	宮崎大学基金	100,000
繰越金	前年度繰越金	1,304,103	ホームカミングデー参加費	学生7名 卒業生1名	16,000
利子		12			
合計		1,394,115	合計		116,000

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの収支につきまして、上記の通り報告いたします。

また上記の通り 1,278,115 円を次年度に繰り越します。

会計（代）野末明希

会計監査報告書

宮崎大学医学部看護学科同窓会令和5年4月1日から令和6年3月31日まで会計決算書につきまして、帳簿等を監査致しました結果、正確に執行されていることを認めましたので、ご報告致します。

令和6年5月28日

監事

林 夏里子

監事

菊地 光仁



宮崎大学医学部看護学科同窓会規約

(名 称)

第1条 本会は宮崎大学医学部看護学科同窓会と称する

(事務局)

第2条 本会の事務局は宮崎県宮崎市清武町木原 5200 の宮崎大学医学部看護学科内に置く

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展、看護学の発展に寄与することを目的とする

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 会員名簿の作成および会報の発行
2. 総会、講演会、その他の集会の開催
3. 母校の後援および相互連絡に関する事項
4. 前各号の掲げるもののほか、本会の目的を達成するために相当と認められる事業

(組 織)

第5条 本会は次の会員をもって組織する

1. 正 会 員 宮崎大学医学部看護学科 (旧 宮崎医科大学看護学科を含む) 卒業生全員
宮崎大学大学院医学系研究科看護学専攻修士課程修了生全員
2. 準 会 員 宮崎大学医学部看護学科在校生全員
3. 特別会員 宮崎大学医学部看護学科教職員 (退職後も含む)

(入会および退会)

第6条 入会および退会は次の通りとする

1. 入会 本会に入会しようと思う者は事務局にその旨を通知し、総会において承認を得る
2. 退会 本会を退会しようと思う者は事務局にその旨を通知し、総会において承認を得る
会員の死亡

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く

1. 会 長 1名
2. 副会長 2～3名
3. 評議員 各学年度の卒業生1名以上
4. 会 計 評議員より各委員長及び委員若干名
5. 監 事 2名
6. 顧 問 若干名

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 評議員は重要事項を審議する
4. 会計は本会の財務全般を担当する
5. 監事は会計監査を担当する
6. 顧問は本会および役員会に助言を行う

(役員選出)

第9条 役員の選出方法は次のとおりとする

1. 会長、副会長は総会において選出する
2. 会計は評議員が互選し、総会が承認する
3. 評議員、監事は会長が委嘱し、総会の承認を得る
4. 顧問は必要に応じ会長が委嘱する

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない

第11条 役員の任期満了後であっても後任者が就任するまで会務を行うものとする

(会 議)

第12条 会議は次のとおりとする

1. 会議は総会および役員会とする
2. 総会は毎年1回開催し、正会員10分の1以上の出席によって成立する
3. 臨時総会は役員会において必要と認めたほか、総会員20分の1以上より会議の目的である事項を示して要求のあった場合にこれを開く
4. 役員会は会長が招集し、必要に応じ開催し、本会の運営にあたる

第13条 会議の議決は正会員により、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決する

第14条 総会にて行う事項は次のとおりとする

1. 役員の選出並びに承認
2. 年間活動の報告と承認
3. 予算・決算の報告及び承認
4. 規約の審議
5. その他の必要な事項

(会 計)

第15条 本会は次の会費及び寄付金を以て充てる

1. 年会費（正会員の終身会費は一括10000円とする）
2. 寄付金
3. 事業収入

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(附 則)

本規約は2006年11月18日をもって施行する

2012年3月30日をもって一部改正施行する

宮崎大学医学部看護学科・大学院医科学看護学研究科看護学専攻同窓会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、宮崎大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」と称する）と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦と交流を深め、看護学科の発展に寄与し、看護の発展に貢献することを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、宮崎大学医学部看護学科内に設置する。

第2章 会員

第4条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する

1. 会員：宮崎大学医学部看護学科および宮崎大学大学院看護学研究科専攻修士課程在校生、その卒業生と修了生
2. 特別会員：本会の趣旨に賛同し、会長が推薦し、役員会で承認された者

第5条 (入会)

本会の会員資格は、医学部看護学科および看護学研究科への入学と同時に自動的に取得する。

第6条 (退会)

会員が退会を希望する場合は、書面により事務局に届け出るものとする。また、会員の死亡によって退会となる。

第3章 役員

第7条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 評議員 若干名
4. 会計 2名
5. 監事 2名

6. 顧問 若干名

第8条（役員の選出）

1. 会長、副会長は総会において選出する
2. 会計は評議員が互選し、総会が承認する
3. 評議員、監事は会長が委嘱し、総会の承認を得る
4. 顧問は必要に応じ会長が委嘱する

第9条（会員の権利と義務）

1. 会員は、本会の活動に参加し、意見を述べる権利を有する。
2. 会員は、本会の会則および決議を遵守する義務を負う。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員の任期満了後であっても後任者が就任するまで会務を行うものとする。

第11条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 評議員は重要事項を審議する
4. 会計は本会の財務全般を担当する
5. 監事は会計監査を担当する
6. 顧問は本会および役員会に助言を行う

第4章 総会

第12条（総会）

総会は、毎年1回開催する。総会の招集は、開催日の30日前までに会員に通知する。総会の議長は、会長が務める。会長が不在の場合は、副会長がその職務を代行する。

第13条（臨時総会）

臨時総会は役員会において必要と認めたほか、総会員20分の1以上より会議の目的である事項を示して要求のあった場合にこれを開く。

第14条（総会の議決事項）

総会は、次の事項を議決する。

1. 役員の選出並びに承認
2. 年間活動の報告と承認
3. 予算・決算の報告及び承認
4. 規約の審議
5. その他の必要な事項

第15条（役員会）

役員会は会長が招集し、必要に応じ開催し、本会の運営にあたる

第5章 会計

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条（会費）

本会は次の会費及び寄付金を以て充てる

1. 会費 看護学科：20000 円
看護学研究科：10000 円（看護学科卒業生はその限りではない）
2. 寄付金
3. 事業収入

第18条（会計報告）

会計は、総会において年度ごとの会計報告を行うものとする。

第6章 活動

第19条（活動内容）

本会は、以下の活動を行う。

1. 会員名簿の作成
2. 会報の発行
3. 定期総会および臨時総会の開催
4. 会員間の親睦会、交流会の開催
5. 看護学に関する講演会、セミナーの開催
6. 母校および在学生への支援活動
7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第7章 支部

第20条（支部の設置）

本会は、必要に応じて地域ごとに支部を設置することができる。

第 21 条（支部の運営）

支部を定める場合には、運営を役員が担当する。支部の運営に関する詳細は、別途定める。

第 8 章 コミュニケーション

第 22 条（情報伝達手段）

本会の情報伝達手段は、以下のとおりとする。

1. 郵送
2. 電子メール
3. 本会のウェブサイトおよび SNS
4. その他、適宜必要と認められる方法

第 23 条（個人情報の取り扱い）

本会は、会員の個人情報を適切に管理し、法令を遵守して取り扱うものとする。

第 9 章 付則

第 23 条（施行）

本会則は、総会の議決を経て施行する。

第 24 条（改正）

本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは、議長が決する。

第 25 条（解散）

本会の解散は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

第 26 条（細則）

本会則に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て細則で定める。

本規約は 2006 年 11 月 18 日をもって施行する
2012 年 3 月 30 日をもって一部改正施行する
2024 年 6 月 1 日をもって一部改正施行する

宮崎大学医学部看護学科・大学院医科学看護学研究科看護学専攻同窓会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、宮崎大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」と称する）と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦と交流を深め、看護学科の発展に寄与し、看護の発展に貢献することを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、宮崎大学医学部看護学科内に設置する。

第2章 会員

第4条 (会員)

本会は次の会員をもって組織する

1. 会員：宮崎大学医学部看護学科および宮崎大学大学院看護学研究科専攻修士課程在校生
2. 永年会員：宮崎大学医学部看護学科卒業生または、宮崎大学大学院看護学研究科（宮崎大学大学院医学系研究科看護学専攻を含む）修了生であり、永年会員費を納めたもの
3. 特別会員：本会の趣旨に賛同し、会長が推薦し、役員会で承認された者

第5条 (入会)

本会の会員資格は、医学部看護学科および看護学研究科への入学と同時に自動的に取得する。

第6条 (退会)

会員が退会を希望する場合は、書面により事務局に届け出るものとする。また、会員の死亡によって退会となる。

第3章 役員

第7条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名

3. 評議員 若干名

4. 会計 2 名

5. 監事 2 名

6. 顧問 若干名

第 8 条 (役員の選出)

1. 会長、副会長は総会において選出する
2. 会計は評議員が互選し、総会が承認する
3. 評議員、監事は会長が委嘱し、総会の承認を得る
4. 顧問は必要に応じ会長が委嘱する

第 9 条 (会員の権利と義務)

1. 会員は、本会の活動に参加し、意見を述べる権利を有する。
2. 会員は、本会の会則および決議を遵守する義務を負う。

第 10 条 (役員の任期)

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員の任期満了後であっても後任者が就任するまで会務を行うものとする。

第 11 条 (役員の職務)

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 評議員は重要事項を審議する
4. 会計は本会の財務全般を担当する
5. 監事は会計監査を担当する
6. 顧問は本会および役員会に助言を行う

第 4 章 総会

第 12 条 (総会)

総会は、毎年 1 回開催する。総会の招集は、開催日の 30 日前までに会員に通知する。総会の議長は、会長が務める。会長が不在の場合は、副会長がその職務を代行する。

第 13 条 (臨時総会)

臨時総会は役員会において必要と認めたほか、総会員 20 分の 1 以上より会議の目的である事項を示して要求のあった場合にこれを開く。

第14条（総会の議決事項）

総会は、次の事項を議決する。

1. 役員の選出並びに承認
2. 年間活動の報告と承認
3. 予算・決算の報告及び承認
4. 規約の審議
5. その他の必要な事項

第15条（役員会）

役員会は会長が招集し、必要に応じ開催し、本会の運営にあたる

第5章 会計

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条（会費）

本会は次の会費及び寄付金を以て充てる

1. 会費 看護学科：20000 円
看護学研究科：10000 円（看護学科卒業生はその限りではない）
永続会員：10000 円
2. 寄付金
3. 事業収入

第18条（会計報告）

会計は、総会において年度ごとの会計報告を行うものとする。

第6章 活動

第19条（活動内容）

本会は、以下の活動を行う。

1. 会員名簿の作成
2. 会報の発行
3. 定期総会および臨時総会の開催
4. 会員間の親睦会、交流会の開催
5. 看護学に関する講演会、セミナーの開催
6. 母校および在学生への支援活動

7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第7章 支部

第20条（支部の設置）

本会は、必要に応じて地域ごとに支部を設置することができる。

第21条（支部の運営）

支部を定める場合には、運営を役員が担当する。支部の運営に関する詳細は、別途定める。

第8章 コミュニケーション

第22条（情報伝達手段）

本会の情報伝達手段は、以下のとおりとする。

1. 郵送
2. 電子メール
3. 本会のウェブサイトおよび SNS
4. その他、適宜必要と認められる方法

第23条（個人情報の取り扱い）

本会は、会員の個人情報を適切に管理し、法令を遵守して取り扱うものとする。

第9章 付則

第23条（施行）

本会則は、総会の議決を経て施行する。

第24条（改正）

本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは、議長が決する。

第25条（解散）

本会の解散は、総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって行う。

第26条（細則）

本会則に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て細則で定める。

本規約は2006年11月18日をもって施行する

2012 年 3 月 30 日をもって一部改正施行する

2024 年 6 月 1 日をもって一部改正施行する

令和6年度宮崎大学医学部看護学科同窓会役員（案）

役職	所属	氏名
会長（代表）	卒3期生	田上博喜
副会長	卒3期生	田邊綾子
〃	卒11期生	山口史剛
評議員	卒1期生	野末明希
〃	卒2期生	菊地光仁
〃	卒3期生	田邊綾子
〃	卒4期生	
〃	卒5期生	稲見健太郎
〃	卒6期生	三保友也
〃	卒7期生	五反田奈々
〃	卒8期生	村田郁
〃	卒9期生	高間有紀
〃	卒10期生	吉田聡子
〃	卒11期生	山口史剛
〃	卒12期生	鮫島哲
〃	卒13期生	
〃	卒14期生	清永拓彌
〃	卒15期生	荒川紗里
〃	卒16期生	黒木万結
〃	卒17期生	津田歩香
〃	卒18期生	原田あみ
〃	卒19期生	長尾夏奈
〃	卒20期生	田崎志帆
〃	修士	狩集綾子
会計委員長	卒9期生	高間有紀
会計委員	卒18期生	原田あみ
顧問		野間口千香穂
監事	修士	狩集綾子
監事	卒2期生	菊地光仁

令和 6 年度 活動計画（案）

1. 会員名簿の作成に関する活動

入会届、退会届、連絡先等変更届を受理した後に、会員名簿を修正する。

2. 会報の発行に関する活動

会員に対しては、看護学科同窓会ホームページにて情報発信する。

3. 定期総会および臨時総会の開催に関する活動

定期総会は6月1日に開催する。その他、必要および会員の要求に応じて臨時総会を開催する。

4. 会員間の親睦会、交流会の開催

オンライン交流会の開催を検討する。

5. 看護学に関する講演会、セミナーの開催

次年度以降の開催に向けた検討を行う。

6. 母校および在学生への支援活動

在学生に対し、国試対策助成、学生活動助成を行う。

国試対策助成としては、国試希望者模試の費用助成を行う。学生活動助成としては、交換留学生との交流助成、学生の課外活動支援への補助を行う。

7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動に関する事項

30周年記念事業に向けた検討を行う。

令和6年度 看護学科同窓会 予算（案）

収入

項目	予算	内訳
会費	70,000	10,000×7人
繰越金	1,278,115	
計	1,348,115	

支出

項目	予算	内容
国試対策助成費	90,000	
国試模試費用	90,000	国試希望者模試費用補助
学生活動助成費	230,000	
国際交流	30,000	交換留学生との交流助成金
諸費用	100,000	寄付等
課外活動支援費	100,000	学生の課外活動支援への補助
同窓生交流経費	50,000	総会時の会議費等
人件費	110,000	
通信費	100,000	
消耗品費	100,000	
雑費	68,115	
予備費	300,000	
積立金	300,000	記念事業開催に向けての積み立て
計	1,348,115	